

平成21年度公共用水域水質測定結果

河川（通年調査）

1) 健康項目

河川（通年調査）の調査結果のうち、検出された健康項目と環境基準との比較を表1に示した。測定を行った地点の一部において、鉛、砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素が検出されたが、いずれにおいても環境基準に適合していた。

また、他の健康項目は、全て不検出であり、環境基準に適合していた。

表1 調査結果と環境基準との比較（検出された健康項目）

項目	単位	検出された地点	測定回数	測定値			適合状況	環境基準 (年平均値)
				最大	最小	平均		
鉛	mg/L	八千代橋(am)	6	0.001	<0.001	0.001	○	0.01以下
		さくら橋	4	0.001	<0.001	0.001	○	
		船橋ハイム前	6	0.001	<0.001	0.001	○	
		柳橋	4	0.001	<0.001	0.001	○	
		鈴身	4	0.001	<0.001	0.001	○	
砒素	mg/L	八千代橋(am)	6	0.001	<0.001	0.001	○	0.01以下
		柳橋	4	0.001	<0.001	0.001	○	
		金堀橋	4	0.001	<0.001	0.001	○	
		長殿橋	4	0.001	<0.001	0.001	○	
テトラクロロエチレン	mg/L	相之谷橋	6	0.001	<0.001	0.001	○	0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	調査を行った 全ての地点	6~12	2.6~9.0	0.54~5.1	2.2~7.0	○	10以下
ふつ素	mg/L	八千代橋(am)	6	0.45	0.10	0.25	○	0.8以下
		船橋ハイム前	6	0.17	<0.08	0.10	○	
		柳橋	4	0.29	0.08	0.17	○	
		金堀橋	4	0.16	<0.08	0.11	○	
		長殿橋	4	0.10	<0.08	0.08	○	
		鈴身	4	0.13	<0.08	0.10	○	
ほう素	mg/L	八千代橋(am)	2	0.3	0.2	0.3	○	1以下

注1) 環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

注2) 適合状況…○は環境基準に適合することを示す。

(評価の対象は平均値とした)

2) 生活環境項目

河川（通年調査）の調査結果のうち、生活環境項目と環境基準との比較を表2から表6に示した。

調査を実施した地点のうち、八千代橋、さくら橋及び八栄橋はE類型、金堀橋はD類型の環境基準がそれぞれ適用されている。また、全亜鉛に係る水域の類型指定については現在検討中であるため、全亜鉛の基準は参考扱いとして評価を行った。

表2 調査結果と環境基準との比較（八千代橋）

地点名(類型)		八千代橋(E類型)[環境基準点]				適合状況	環境基準 E類型
項目	単位	測定値					
		最大	最小	平均 (75%水質値)			
水素イオン濃度 (pH)	-	7.8	7.2	7.5	○ (全結果)	6.0以上 8.5以下	
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.0	3.4	5.2	○ (全結果)	2以上	
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	9.2	1.8	3.4 (4.0)	○ (75%水質値)	10以下	
浮遊物質 (SS)	mg/L	6	2	4	○ (全結果)	ごみ等の浮遊が 認められないこと	
測定回数	通年調査:12回(午前と午後の平均) 通日調査:2回						

注1) 環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のA

注2) 適合状況は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について(平成13年環水企第92号、平成18年6月改正。以下、処理基準)」における環境基準の適合の判断に基づき、BODは日間平均値の75%水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。

注3) 測定値は、日間平均値(通年調査:午前と午後の平均値、通日調査:13回/日の平均値)を示す。

注4) 最大値、最小値、平均値及び75%水質値は、通年調査12回分と通日調査2回分(日間平均値)の合計14回分の測定値を集計したものである。

注5) 適合状況…○は環境基準に適合することを示す。

表3 調査結果と環境基準との比較（さくら橋）

地点名(類型)		さくら橋(E類型)				環境基準 E類型
項目	単位	測定値			適合状況	
		最大	最小	平均 (75%水質値)		
水素イオン濃度 (pH)	-	7.6	7.2	7.5	○ (全結果)	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.7	4.2	6.4	○ (全結果)	2以上
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	13	4.8	8.0 (8.7)	○ (75%水質値)	10以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	8	3	5	○ (全結果)	ごみ等の浮遊が 認められないこと
測定回数	通年調査:12回 通日調査:2回					

注1) 環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のア

注2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、BODは日間平均値の75%水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。

注3) 最大値、最小値、平均値及び75%水質値は、通年調査12回分と通日調査2回分(日間平均値)の合計14回分の測定値を集計したものである。

注4) 適合状況…○は環境基準に適合することを示す。

表4 調査結果と環境基準との比較（八栄橋）

地点名(類型)		八栄橋(E類型)				環境基準 E類型
項目	単位	測定値			適合状況	
		最大	最小	平均 (75%水質値)		
水素イオン濃度 (pH)	-	7.7	7.4	7.5	○ (全結果)	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.1	6.4	7.9	○ (全結果)	2以上
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	15	3.7	6.9 (7.5)	○ (75%水質値)	10以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	40	5	15	○ (全結果)	ごみ等の浮遊が 認められないこと
測定回数	通年調査:12回					

注1) 環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のア

注2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、BODは日間平均値の75%水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。

注3) 適合状況…○は環境基準に適合することを示す。

表5 調査結果と環境基準との比較（金堀橋）

地点名(類型)		金堀橋(D類型)				環境基準 D類型
項目	単位	測定値			適合状況	
		最大	最小	平均 (75%水質値)		
水素イオン濃度 (pH)	-	7.8	7.3	7.5	○ (全結果)	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.9	6.6	7.9	○ (全結果)	2以上
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	4.6	2.0	3.0 (3.3)	○ (75%水質値)	8以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	31	3	9	○ (全結果)	100以下
測定回数	通年調査:6回 通日調査:2回					

注1) 環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のA

注2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、BODは日間平均値の75%水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。

注3) 最大値、最小値、平均値及び75%水質値は、通年調査6回分と通日調査2回分(日間平均値)の合計8回分の測定値を集計したものである。

注4) 適合状況…○は環境基準に適合することを示す。

表6 調査結果と環境基準との比較（全垂鉛）

地点名	測定 回数	全垂鉛 測定値			適合 状況	環境基準 (参考) (年平均値)
		最大	最小	平均		
八千代橋	6	0.025	0.007	0.013	○	0.03以下
さくら橋	4	0.028	0.006	0.014	○	
船橋ハイム前	4	0.017	0.011	0.015	○	
柳橋	4	0.010	0.004	0.008	○	
金堀橋	4	0.018	0.008	0.012	○	
長殿橋	4	0.032	0.011	0.019	○	
鈴身	4	0.017	0.009	0.012	○	

注1) 環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のイ

注2) 適合状況…○は環境基準に適合することを示す。

(評価の対象は平均値とした)

河川（通日調査）

通日調査は、八千代橋、さくら橋、船橋ハイム前、金堀橋及び長殿橋の計 5 地点において、年 2 回実施した。

河川（通年調査）の調査結果のうち、生活環境項目と環境基準との比較を表 7 から表 9 に示した。

調査を実施した地点のうち、八千代橋及びさくら橋は E 類型、金堀橋は D 類型の環境基準がそれぞれ適用されている。

表 7 調査結果と環境基準との比較（八千代橋）

地点名(類型)		八千代橋(E類型)〔環境基準点〕						環境基準 E類型
調査日		H21.5.20～5.21			H21.9.9～9.10			
項目	単位	測定値			測定値			
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.5	7.3	7.4	7.5	7.3	7.4	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.8	3.9	5.3	5.3	3.0	3.9	2以上
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	13	4.5	9.2	9.2	1.9	3.0	10以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	3	2	3	3	2	3	ごみ等の浮遊が 認められないこと

注) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」
別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1) のア

表8 調査結果と環境基準との比較（さくら橋）

地点名(類型)		さくら橋(E類型)						環境基準 E類型
調査日		H21.5.20~5.21			H21.9.9~9.10			
項目	単位	測定値			測定値			
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.6	7.4	7.5	7.5	7.3	7.3	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.3	4.3	5.6	5.3	3.1	4.2	2以上
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	15	9.8	13	12	5.3	8.3	10以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	5	3	4	11	3	5	ごみ等の浮遊が 認められないこと

注)環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準1(1)のA

表9 調査結果と環境基準との比較（金堀橋）

地点名(類型)		金堀橋(D類型)						環境基準 D類型
調査日		H21.5.27~5.28			H21.9.16~9.17			
項目	単位	測定値			測定値			
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.6	7.4	7.5	7.6	7.3	7.5	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	8.0	5.5	6.6	8.2	5.0	6.6	2以上
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	4.4	3.0	3.7	3.5	2.6	2.9	8以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	11	6	8	8	3	5	100以下

注)環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準1(1)のA

海域

1) 健康項目

海域（通年調査）の調査結果のうち、検出された健康項目と環境基準との比較を表10に示した。

測定を行った地点の一部において、鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたが、いずれにおいても環境基準に適合していた。

また、他の健康項目は、全て不検出であり、環境基準に適合していた。

表10 調査結果と環境基準との比較（検出された健康項目）

項目	単位	検出された地点	測定回数	測定値			適合状況	環境基準 (年平均値)
				最大	最小	平均		
鉛	mg/L	海苔漁場	6	0.001	<0.001	0.001	○	0.01以下
砒素	mg/L	船橋1混合	6	0.001	<0.001	0.001	○	0.01以下
		船橋2混合	6	0.001	<0.001	0.001	○	
		海苔漁場	6	0.001	<0.001	0.001	○	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	船橋1表層	12	0.72	0.021	0.39	○	10以下
		船橋1下層	12	0.58	0.021	0.24	○	
		船橋2表層	12	0.63	0.021	0.26	○	
		船橋2下層	12	0.62	0.073	0.26	○	
		海苔漁場	12	0.70	0.018	0.32	○	
		航路C	12	0.76	0.021	0.44	○	

注1) 環境基準…「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

注2) 適合状況…○は環境基準に適合することを示す。

2) 生活環境項目

海域（通年調査）の調査結果のうち、生活環境項目と環境基準との比較を表 11 から表 14 に示した。

調査を実施した地点のうち、水素イオン濃度（pH）、酸素要求量（DO）、化学的酸素要求量（COD）及びn-ヘキサン抽出物質については、船橋 1 はC類型、船橋 2 はB類型の環境基準がそれぞれ適用されている。全窒素及び全りんについては、船橋 1 及び船橋 2 とともにIV類型の環境基準が適用されている。また、全亜鉛については、船橋 1 及び船橋 2 は生物A類型、海苔漁場は生物特A類型の基準が適用されている。

pH の測定結果は、アルカリ側で基準に不適合であった月が見られた。DO は、表層より下層の方で不適合の月が多く見られた。COD は、船橋 2 の 75%水質値が不適合であった。n-ヘキサン抽出物質は、船橋 2 の全月において環境基準に適合していた。

全窒素及び全りんの測定結果は、船橋 2 の全窒素は環境基準に適合していたが、その他は環境基準に不適合であった。

全亜鉛の測定結果は、測定を実施した全ての地点で環境基準に適合していた。

表 11 調査結果と環境基準との比較（船橋 1・pH等）

地点名(類型)			船橋1(C類型) [環境基準点]				環境基準 C類型
項目	単位	採水層	測定値			適合状況	
			最大	最小	平均 (75%水質値)		
水素イオン濃度 (pH)	—	表層	8.6	7.9	8.2	4,7,8,2月で不適合	7.0以上 8.3以下
		下層	8.4	7.7	8.0	2月で不適合	
		平均	8.5	7.9	8.1	—	
溶存酸素量 (DO)	mg/L	表層	14.8	6.4	8.9	○	2以上
		下層	9.3	1.2	4.9	6,8月で不適合	
		平均	11.6	4.5	6.9	—	
化学的 酸素要求量 (COD)	mg/L	表層	4.2	1.4	3.1 (3.8)	○ (75%水質値)	8以下
		下層	3.4	1.0	2.2 (2.4)	○ (75%水質値)	
		平均	3.4	1.3	2.7 (3.1)	○ (75%水質値)	
測定回数			通年調査:12回				

注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のア

注 2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、COD は 75%水質値と、その他の項目は各測定値との比較により、それぞれ評価した。

注 3) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表 12 調査結果と環境基準との比較（船橋 2・pH等）

地点名(類型)			船橋2(B類型)				環境基準 B類型
項目	単位	採水層	測定値			適合状況	
			最大	最小	平均 (75%水質値)		
水素イオン濃度 (pH)	-	表層	8.8	7.9	8.4	4~10,2月で不適合	7.8以上 8.3以下
		下層	8.4	7.8	8.1	4,7,2月で不適合	
		平均	8.6	7.9	8.3	-	
溶存酸素量 (DO)	mg/L	表層	14.7	7.8	10.6	○	5以上
		下層	11.8	2.4	7.2	6,8,9月で不適合	
		平均	13.3	6.1	8.9	-	
化学的 酸素要求量 (COD)	mg/L	表層	11	1.2	4.2 (4.2)	75%水質値で不適合	3以下
		下層	4.6	1.4	2.5 (2.6)	○ (75%水質値)	
		平均	7.3	1.4	3.3 (3.6)	75%水質値で不適合	
n-ヘキサン 抽出物質	mg/L	表層	<0.5	<0.5	<0.5	○	検出され ないこと
		下層	-	-	-	-	
測定回数			通年調査:12回				

注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のア

注 2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、COD は 75%水質値と、その他の項目は各測定値との比較により、それぞれ評価した。

注 3) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表 13 調査結果と環境基準との比較（船橋 1 及び船橋 2・全窒素及び全りん）

地点名(類型)		船橋1表層(IV類型)				船橋2表層(IV類型)				環境基準 (年平均値) IV類型
項目	単位	測定値			適合 状況	測定値			適合 状況	
		最大	最小	平均		最大	最小	平均		
全窒素	-	1.8	0.69	1.1	×	2.7	0.52	0.98	○	1以下
全りん	mg/L	0.24	0.033	0.11	×	0.34	0.036	0.094	×	0.09以下
測定回数		通年調査:12回				通年調査:12回				

注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のイ

注2) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

×は環境基準に不適合であることを示す。

(処理基準に基づき、評価の対象は表層の平均値とした)

表 14 調査結果と環境基準との比較（全亜鉛）

地点名	測定回数	全亜鉛 測定値			適合状況	環境基準 (年平均値)
		最大	最小	平均		
船橋1(混合)	6	0.017	0.005	0.008	○	0.02以下 (生物A)
船橋2(混合)	6	0.019	0.002	0.009	○	
海苔漁場	6	0.012	0.002	0.006	○	0.01以下 (生物特A)

注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のウ

注 2) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

要監視項目

調査結果のうち、検出された項目と指針値との比較を表 15 及び表 16 に示した。

要監視項目（健康項目及び水生生物の保全に係る項目）は、河川では 1 地点（八千代橋）、海域では 2 地点（船橋 1 及び船橋 2）の計 3 地点について実施した。

八千代橋では、ニッケル及び全マンガンが検出された。また、海域 1 及び海域 2 では、ニッケル、モリブデン、全マンガン及びウランが検出された。モリブデン、全マンガン及びウランは指針値が設定されており、モリブデン及び全マンガンは、指針値に適合していたが、ウランは指針値に不適合であった。

ウランは、海域に広く存在し、海水中のウランは指針値を上回る量で含まれていることが報告されている（表 17 参照）。

表 15 調査結果と環境基準との比較（検出された要監視項目・八千代橋）

地点名		八千代橋(am)		指針値
項目	単位	測定値	適合状況	
ニッケル	mg/L	0.001	—	—
全マンガン	mg/L	0.06	○	0.2以下
測定回数	通年調査:1回			

注1) 指針値・・・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）」別表1

注2) 適合状況・・・○は指針値に適合することを示す。

表 16 調査結果と環境基準との比較（検出された要監視項目・船橋1及び船橋2）

地点名		船橋1 混合		船橋2 混合		指針値
項目	単位	測定値	適合状況	測定値	適合状況	
ニッケル	mg/L	0.003	—	0.003	—	—
モリブデン	mg/L	0.009	○	0.009	○	0.07以下
全マンガン	mg/L	0.13	○	0.03	○	0.2以下
ウラン	mg/L	0.0026	×	0.0027	×	0.002以下
測定回数		通年調査:1回		通年調査:1回		

注1) 指針値・・・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」
(平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)別表1

注2) 適合状況・・・○は指針値に適合することを示す。
×は指針値に不適合であることを示す。

表 17 ウランの文献値

出典	測定地点等	文献値 (単位:mg/L)
環境省 ¹⁾	四日市・鈴鹿地先海域(St-4)(三重県)	0.0049
	新浜海域(610-5)(愛媛県)	0.0056
	江波沖(広島市)	0.0033
海洋観測指針 (1990版) ²⁾	海水中に含まれるウランの濃度	0.0033

注) 出典:

- 1) 平成13年度要調査項目存在状況調査結果 環境省
- 2) 海洋観測指針(気象庁編) 日本海洋学会(1990)

経年変動

河川

平成 11 年度以降の河川の BOD 年平均値の経年変動を図 1 から図 3 に示した。

海老川水系では、環境基準点である八千代橋の BOD は、年々減少する傾向を示している。本年度も昨年度と比較して減少しており、3.4mg/L であった。

その他の地点も、年度によっては増加している地点もあったが、全体としては減少傾向を示している。今年度では、東橋、念田橋及び高根において増加していたが、他の地点では減少していた。

真間川水系では、藤原において増加したものの全体的には減少傾向を示した。

印旛沼水系では、比較的低いレベルを維持しており、緩やかな減少傾向を示した。

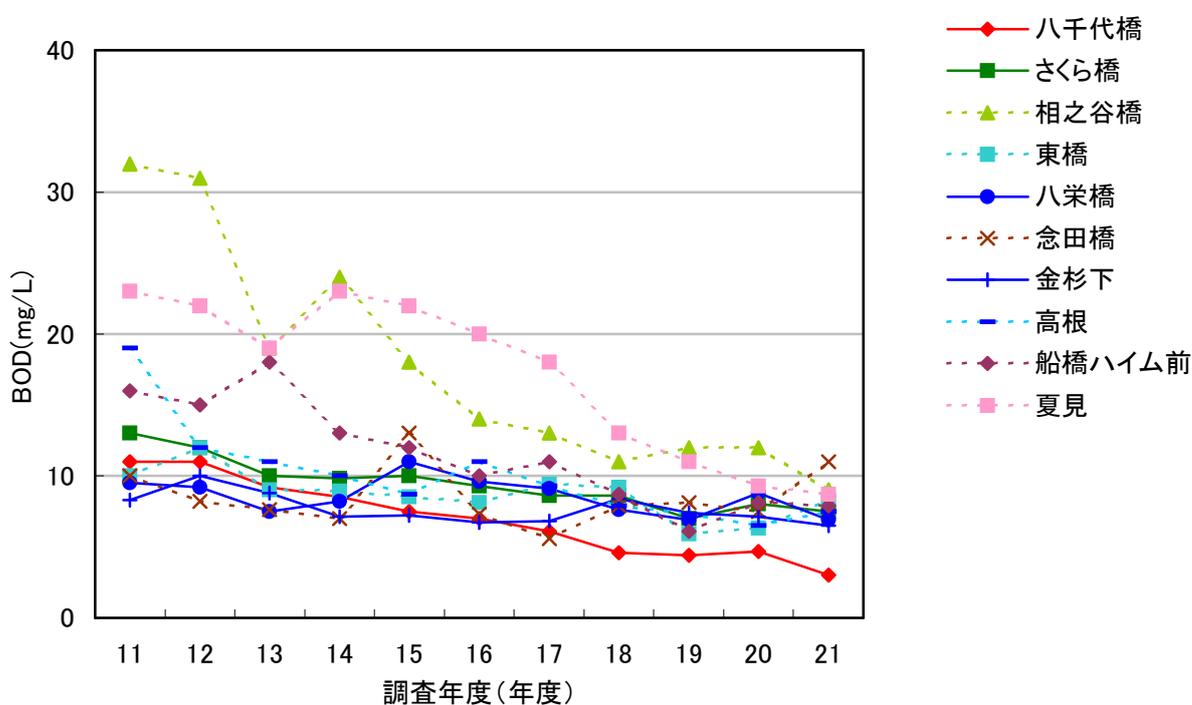


図 1 BOD 年平均値経年変動 (海老川水系)

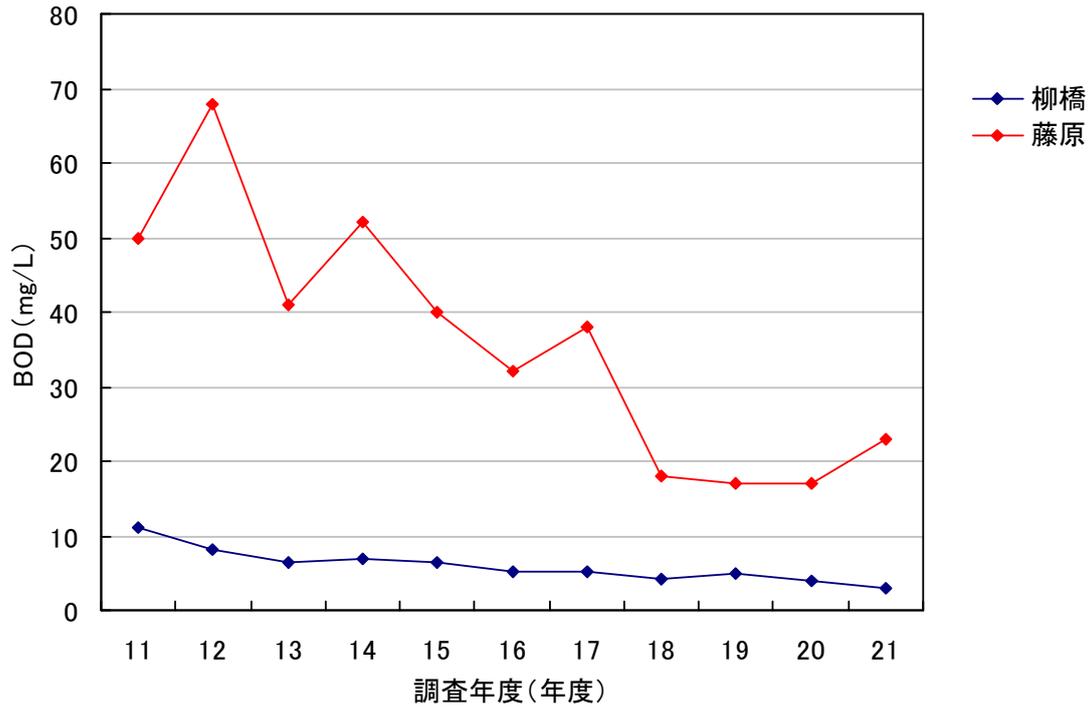


図2 BOD年平均値経年変動（真間川水系）

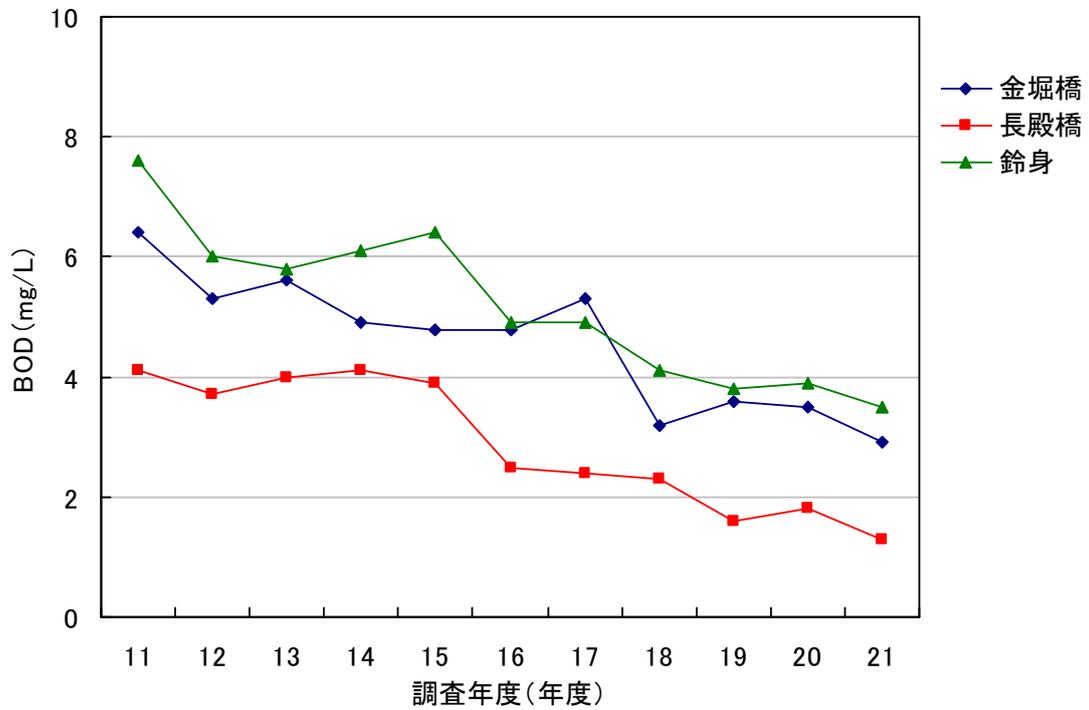


図3 BOD年平均値経年変動（印旛沼水系）

海域

1) COD

平成 11 年度以降の海域のCOD年平均値の経年変動を図 4 に示した。

いずれの地点においても、おおむね横ばいの傾向を示していたが、海苔漁場（アルカリ性法）以外において、平成 11 年度以降に推移していた値より低い値を示した。環境基準に対しては、船橋 1（C 類型：8mg/L 以下）では、適合していたが、船橋 2（B 類型：3mg/L 以下）では、不適合であった。

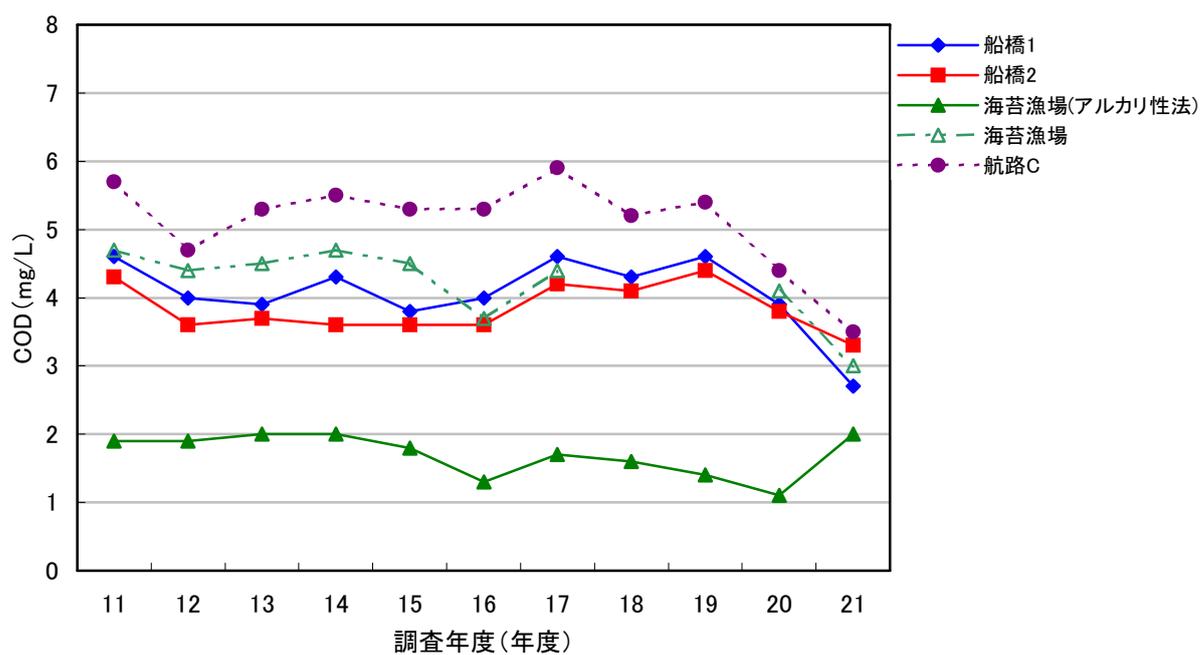


図 4 COD年平均値経年変動

2) 全窒素及び全りん

平成 11 年度以降の海域の全窒素年平均値の経年変動を図 5 に、全りん年平均値の経年変動を図 6 に示した。

全窒素及び全りん共に、増減はあるものの概ね横ばいで推移している。船橋 2 及び海苔漁場が比較的低い値で推移しており、これよりやや高い値で船橋 1 及び航路 C が推移している。

全窒素の環境基準 (IV 類型 : 1mg/L 以下) に対しては、船橋 1 では、平成 20 年度以外は本年度も含め不適合であった。船橋 2 では、平成 11 年度以降、適合している。

全りんの環境基準 (IV 類型 : 0.09mg/L 以下) に対しては、船橋 1 では、平成 11 年度以降、適合していない。船橋 2 では、平成 19 年度及び本年度以外は適合していた。

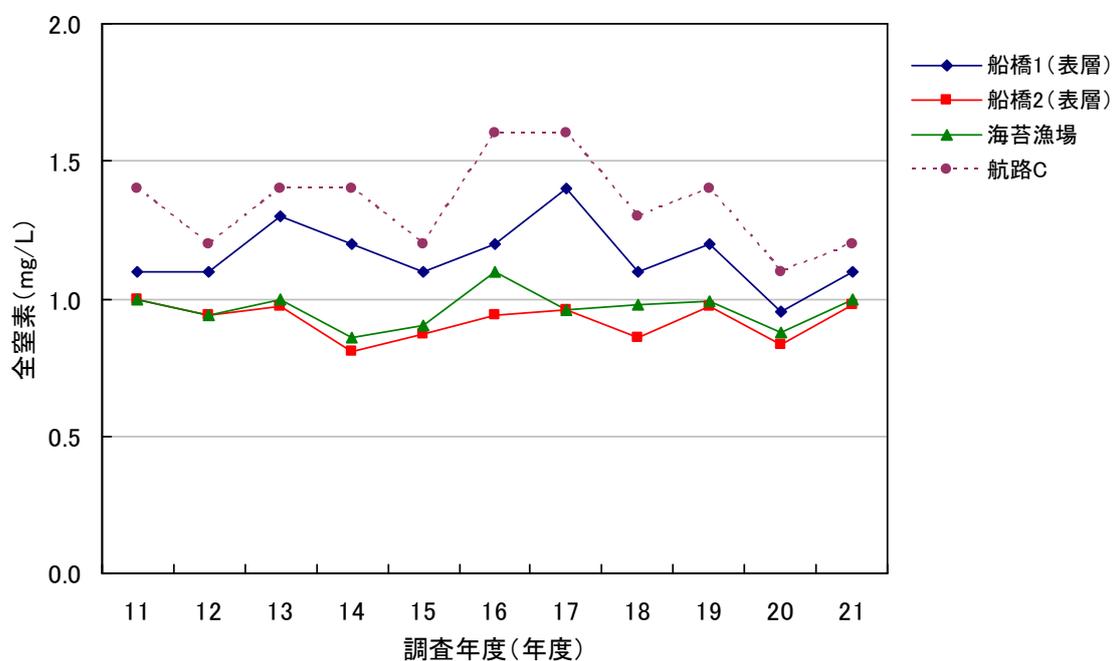


図 5 全窒素年平均値経年変動

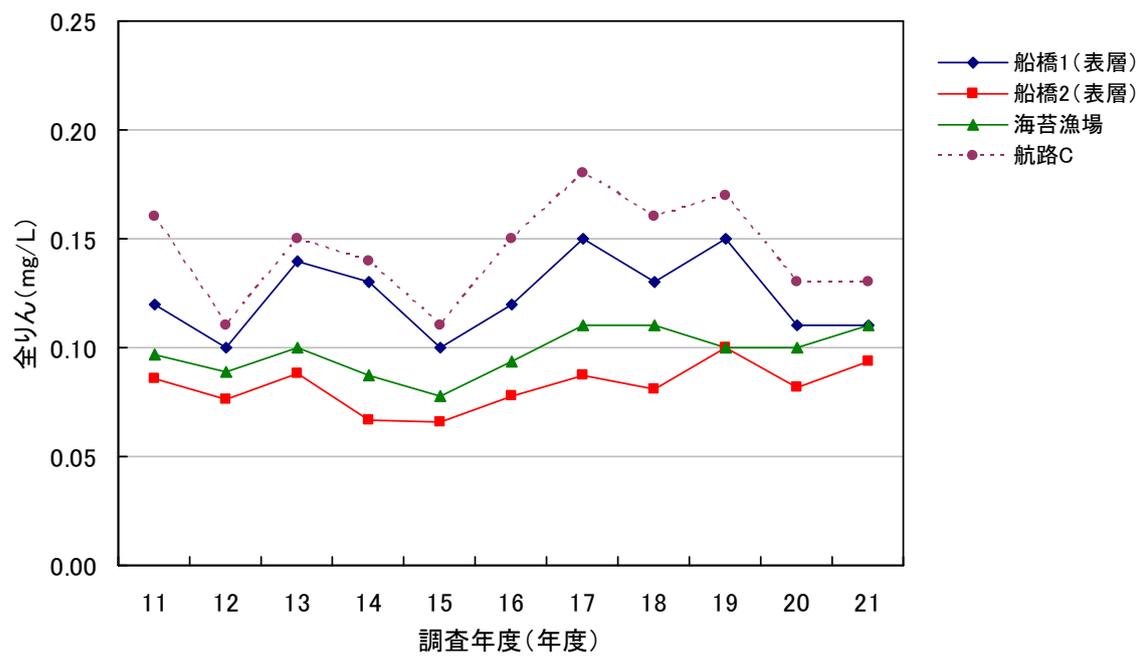


図6 全りん年平均値経年変動

まとめ

1 環境基準との比較

1) 河川

健康項目では、一部の項目において検出された地点があったが、全て環境基準に適合していた。

生活環境項目では、全ての地点において環境基準に適合していた。

2) 海域

健康項目では、一部の項目において検出された地点があったが、全て環境基準に適合していた。

生活環境項目である水素イオン濃度（pH）では、アルカリ性側に環境基準値以上になり環境基準に不適合な月が確認された。溶存酸素量（DO）では、全ての表層において環境基準に適合していたが、下層では、夏季を中心に不適合な月が確認された。化学的酸素要求量（COD）の75%水質値では、船橋1は環境基準に適合していたが、船橋2は下層を除き環境基準に不適合であった。

全窒素及び全りんは、船橋2の全窒素が環境基準に適合していたが、その他は、環境基準に不適合であった。

2 要監視項目

平成21年6月に河川1地点、海域2地点について実施した。一部の項目において検出された地点があったが、ウラン以外の項目は指針値に適合していた。

なお、ウランは海域に広く存在し、海水中のウランは指針値を上回る量で含まれている報告例がある。

3 経年変動

1) 河川

海老川水系では、八千代橋（環境基準点）をはじめ、全地点において生物化学的酸素要求量（BOD）が経年的に減少する傾向が見られた。しかし、今年度は、東橋、念田橋及び高根において増加していた。

真間川水系では、藤原において増加したものの全体的には、経年的に減少傾向を示していた。

印旛沼水系では、比較的低いレベルを維持しており、緩やかな減少傾向を示していた。

2) 海域

化学的酸素要求量（COD）において、船橋1、船橋2及び航路Cは、平成11年以降に推移していた値より低い値を示した。

全窒素及び全りんは、年度により増減の変動があるが、概ね横ばいの傾向が見られた。